

●香川県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成19年7月31日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
天雲 悅夫	高松市議会議員	天雲昭治後援会
増田 昌三	高松市長	資金管理団体増田昌三の会

(備考)

天雲昭治後援会については、資金管理団体の指定の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の指定の届出をした者の氏名は、天雲昭治である。